

News Release



令和8年6月18日
北陸財務局

令和7年度国有財産監査の結果等について

北陸財務局では、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁の部局に対して国有財産監査を実施しており、不適切又は非効率な使用等の問題が認められた場合は問題点を指摘し、是正・改善を求めています。

また、指摘した事案については、是正・改善の促進を図るため、毎年度、各省各庁の部局に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

1. 令和7年度国有財産監査の結果

当局管内で、20件の監査を実施(公用財産:14件、公共用財産:3件、普通財産:3件)し、そのうち10件(50.0%)について問題点を指摘しました(詳細は別紙1のとおり)。

2. 監査指摘フォローアップ

平成23年度から令和6年度までの監査指摘は100件であり、このうち令和7年度までの是正実績は90件(進捗割合90.0%)です(詳細は別紙2のとおり)。

※全国分の国有財産監査の結果については、下記のホームページで確認することができます。

https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2025/index.html

【お問合せ先】

北陸財務局 管財部 統括国有財産監査官
TEL 076-292-7871

令和7年度 監査結果一覧表

指摘内容別件数

(単位:件)

指摘内容	指摘類型	公用財産	公共用財産	合計
庁舎等の有効活用	a	2	0	2
庁舎等の借受解消	b	0	0	0
用途廃止・引継	c	0	0	0
財産管理の不備	d1又はd2	5	3	8
合計		7	3	10

(注)「指摘類型」欄の説明

- a : 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
- b : 余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
- c : 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
- d1 : 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
- d2 : 使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a	財務省	金沢国税局	一般	—	公用	魚津合同庁舎	富山県魚津市	魚津合同庁舎は、余剰(約140㎡)が生じていることから、狭隘な状態である入居官署への配分調整等により、有効活用を図る必要がある。
2	a	財務省	金沢国税局	一般	—	公用	高岡税務署	富山県高岡市	高岡税務署は、余剰(約100㎡)が生じていることから、近隣に所在する借受庁舎の移転受入れ等により、有効活用を図る必要がある。
3	d1	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	公用	敦賀国道維持出張所	福井県敦賀市	敦賀国道維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
4	d1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公用	小矢部出張所	富山県小矢部市	小矢部出張所は、国の事務事業の用に供されている建物が公共用財産として管理されていることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
5	d2	法務省	富山地方方法務局	一般	—	公用	富山地方方法務局魚津支局	富山県魚津市	富山地方方法務局魚津支局は、魚津市所有水路に設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
6	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公用	高岡合同出張所	富山県高岡市	高岡合同出張所は、国道160号の附属物である高岡除雪ステーションに設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
7	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公共用	高岡除雪ステーション	富山県高岡市	公共用財産である高岡除雪ステーションは、敷地内に設置されている工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
8	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公共用	高岡市本郷1丁目第一高校バス停前	富山県高岡市	公共用財産である高岡市本郷1丁目第一高校バス停前は、敷地内に設置されている工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
9	d2	法務省	富山地方検察庁	一般	—	公用	富山地方検察庁魚津支部・魚津区検察庁	富山県魚津市	富山地方検察庁魚津支部・魚津区検察庁は、隣接土地所有者が設置した工作物が庁舎敷地内に越境していることから、適切な措置を講じる必要がある。
10	d2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	公共用	鯖江除雪基地	福井県鯖江市	公共用財産である鯖江除雪基地は、道路の附属物として管理しているものの接道要件を満たしていないことから、適切な措置を講じる必要がある。

≪ 監査指摘年度ごとの是正状況等(令和7年度末時点) ≫

(単位:件)

	計	指摘年度ごとの内訳													
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
A 監査指摘	100	13	4	7	10	16	6	12	9	4	7	5	2	4	1
B 是正実績	90 (2)	13	4	7	10	16	5 (1)	11	7	4	5	4 (1)	1	2	1
C (A-B) 処理未済	10	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	1	1	2	0
D (B/A) 進捗割合	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	91.7%	77.8%	100.0%	71.4%	80.0%	50.0%	50.0%	100.0%

(注)「B 是正実績」欄の()内書きは、令和7年度中の是正実績。